## 横浜市営地下鉄3号線あざみ野~新百合ヶ丘間(横浜市域) 計画段階配慮書に係る手続について

項目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業
	別表 2 鉄道及び軌道の建設
都市計画特例	[条例第44条第1項] 都市計画決定権者が計画段階事業者に代わって手続を行う。
図書の提出	[条例第44条第2項の規定により読替えて適用される条例第8条第2項] 提出:令和2年6月22日
図書についての	[条例第9条]
公告	公告:令和2年7月3日
図書の縦覧等	[条例第9条] 縦覧期間:令和2年7月3日~7月17日(15日間) 縦覧場所:横浜市役所市民情報センター、青葉区役所区政推進課 公表等:横浜市立中央図書館及び山内図書館において閲覧、 環境影響評価課ウェブページにおいて公表、 ツイッターで縦覧について告知
環境情報提供書の 提出	[条例第10条第1項] 提出期間:令和2年7月3日~7月17日 配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。) を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面(以下「環境情報提供書」という。)を提出することができる。 (環境情報提供書は、持参、郵送又は電子申請により受付)
配慮市長意見書の 作成	[条例第44条第2項の規定により読替えて適用される条例第11条第1項] 環境情報に配意して、配慮市長意見書を作成し、都市計画決定権者に送付する。
審査会への 意見聴取	[条例第44条第2項の規定により読替えて適用される条例第11条第2項] 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。 意見聴取依頼:令和2年7月13日
配慮市長意見書の 公告・縦覧	[条例第44条第2項の規定により読替えて適用される条例第11条第3項] 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間一般の縦覧に供する。

## 【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ

